

第 1 部

民主化の過程で強い労働運動を経験した国

第 1 章

アルゼンチンの雇用と社会保障

宇佐見耕一

要約：

本稿は、1990 年代以降の雇用関係の変容と社会保障制度改革がどのような対応関係にあり、またそれがどのような要因により推進されたのかという研究課題に対する予備的考察である。先行研究としてネオ・ポピュリズム論とコーポラティズム論をとりあげ、分析手段としての可能性を探っている。また、雇用状況、労働組合や企業家団体の状況、コーポラティズムの枠組み変化について述べ、最後に雇用関係柔軟化が社会保障制度にもたらす問題点を指摘している。

キーワード：

はじめに

アルゼンチンでは 1990 年代のメネム・ペロン党政権下、ネオ・リベラル経済・社会改革が実行され、経済面のみならず雇用関係および社会保障制度まで市場機能に適合的な方向での制度改革が推進された。本稿は、雇用関係の変容と社会保障制度改革がどのような対応関係にあり、またそれがどのような要因により推進されたのかという研究課題に対する準備作業として、先

行研究の状況、雇用状況、労働組合・企業家団体の状況、社会保障制度改革の状況を概観しようとするものである。

第1節 雇用と社会保障改革に関する先行研究

アルゼンチンの雇用の実態に関する議論は極めて活発に行われており、2005年8月にブエノスアイレス大学で開催されたアルゼンチン労働学会大会には、18セッションに226の報告書が提出されている。それらの報告は、全てCD-ROMの中に収録されている（ASET [2005]）。その中では、雇用・失業、インフォーマルセクター・不安定雇用、所得分配・賃金、貧困・不平等、社会・労働政策から生産過程や企業家の戦略、ジェンダーに関するまでの実証分析や理論的問題が幅広く議論されている。

1990年代のネオ・リベラル経済・社会改革を政治経済学的に分析しようとするもののなかで、オドネルの委任型民主主義論が当初注目を集めた。委任型民主主義論では、アルゼンチンのメネム政権もその代表として取り上げられ、公正な選挙をとおした多数者が選択した大統領が国家利益を具現化し、強力な大統領によりネオ・リベラル改革を推進するテクノクラートは、社会の様々な反対から守られるとする（O'Donnell [1997:287-304]）。そこではラテンアメリカにおける民主主義の特殊性が語られていることになる。

こうしたラテンアメリカの民主主義の特殊性に関する議論の代表的なものに、ネオ・ポピュリズム論がある。1980年代末からのペルー・フジモリ政権、アルゼンチン・メネム政権、ブラジル・コロール政権などでネオ・リベラル政策が採用されると、ネオ・リベラル政策とポピュリズムの関連性に関する議論がウェイランド等により提起された。そこでは伝統的ポピュリズムによる経済政策と切り離された形で、多様な大衆動員の形態、指導者と大衆の直接的結びつきがポピュリズムの戦略として定義されている（Weyland [1999: 381]）。また、ロバーツは古典的ポピュリズム概念の修正をとおして、ネオ・

リベラル政策を採用する政権にも適用可能な汎用性のあるポピュリスト概念を提示している（Roberts [1995: 88-91]）。こうした議論をきっかけとして、古典的ポピュリズムに対して、1980年代末から90年代にかけてネオ・リベラル政策を実行した上記政権をネオ・ポピュリズム政権と呼ぶ論者が現れてきた。しかしネオ・ポピュリズムに関する議論は、アルゼンチンを含む1990年代のネオ・リベラル社会・経済改革を推進した政権の状況をうまく説明しているものの、それ自身はネオ・リベラル社会・経済改革推進の政治経済学的分析手法を提示した訳ではない。

こうしたネオ・ポピュリズムに関した議論に対してパニッサは、より深い制度的分析の必要性を提起している。90年代のネオ・ポピュリズム政権によるネオ・リベラル改革に関して、アルゼンチンやペルーでは成功したが、ブラジルやエクアドルでは失敗しており、リーダーの資質を論じるのではなく、それを取り囲む制度的コンテクストを議論しなければならないとネオ・ポピュリズム論を批判する。ブラジルのコロール大統領と同じくアルゼンチンのメネム大統領も地方小州知事出身であり、国政から見るとアウトサイダーであった。それにもかかわらずメネム大統領が改革に成功した理由は、彼がペロン党の改革を志しながらも、同党の従来からの伝統的支持基盤である労働組合や低所得層との関係も保ち、同時に新たな企業家層や改革派テクノクラート等との同盟関係を構築できたことにあるとする（Panizza [2001: 176-177]）。

他方、ネオ・リベラル改革を実施したメネム政権をネオ・ポピュリズムとみるレビスキーは、パニッサ同様に制度を問題とし、アルゼンチンのペロン党における制度化の不十分性あるいは柔軟性に注目している。彼によると、ペロン党の柔軟な内部組織が、1990年代にペロン党内部の労働組合の影響力を低下させることを可能とした。労働組合以外に政権の支持基盤を拡大させるために、同党のメネム政権は国家資源を使ったパトロン・クライアント関係に基づく政党にペロン党を変容させ、それによりメネム・ペロン党政権が伝統的ポピュリズム政策から離れてネオ・リベラル政策を実行できた

(Levitsky [2003: 25-26]) と説明している。

一方ムリージョは、利益団体として労働組合を把握し、その利害のみから労働組合の行動を説明する方法は、ポピュリズムの遺制や制度の影響が無視されている問題があるとする。彼女は、ネオ・リベラル改革に関する制度的分析を、政府の社会的要求をコントロールする能力についての分析とコーポラティズムについての分析に分類する。しかしそうした制度的説明では、各国の労働組合の行動の差をうまく説明していないという問題点を指摘する。その上で彼女は、ラテンアメリカにおけるネオ・リベラル改革の説明には諸変数、とりわけ労働組合と政府の相互作用に注目すべきであるとの立場をとる。そこでは労働組合幹部がより長くその地位に留まることを目的に行動することを前提とし、労働組合と政権党がその置かれた競争状況の相違により、それぞれどのような行為をしたのかに注目している(Murillio [2001: 11-26])。

彼女によるアルゼンチンの事例分析では、メネム政権期にペロン党支持の労働総同盟は3つに分裂しており、メネム政権はよりポピュリスト的分派には譲歩せず、政権に忠実な分派には団体交渉における代表権や政権の役職を与えるという譲歩を行った。こうした状況下で分裂した労働総同盟は、雇用関係柔軟化をはじめとするネオ・リベラル改革を防止することはできなかった。しかし、1992年に労働総同盟が統一され、すなわち政党に忠実な競争状態の労働組合から無競争状態の労働組合へ変化した。そのために労働組合の政権への従属から、協調へという関係変化を導き出したと論じている(Murillo [2000][2001])。

レビスキーのコーポラティズムの組織的性格に関する問題提起は、労働・社会保障政策の変容を制度的に説明しようとする際に参考にすべきであろう。ムリージョは、ラテンアメリカのポピュリズムを国家コーポラティズムと見ているが(Murillo [2000: 186]) それは第二次世界大戦前後に成立したポピュリスト政権には該当するであろうが、1980年代のアルフォンシン政権期のコーポラティズムは労働組合の自律性が高く、むしろヨーロッパの社会コーポラティズムとの類似性に注目すべきであろう。また、1990年代のメネム政

権期のコーポラティズムはローズの競争的コーポラティズム概念の適用も考えられる（Rhodes [2001]）。今後の研究では、アルゼンチンにおけるコーポラティズムがどのように変容し、それがいかに雇用関係と社会保障制度の変容と関係があるのかという点に焦点を当てる必要があると思われる。その反面、1990年代以降非正規・インフォーマルセクター労働者が大幅に拡大したという現状もまた無視することはできない。そこでは労働組合と国家間の関係より広い視野で分析することが求められ、レビスキーも語っている政治的クライアンティリズムに注目すべきであろう。

第2節 雇用・労働関係の法的枠組み

1. 労働法の整備

労働者保護に関する法律は、1946年のペロン政権成立以前から制定されてきた。主なものを挙げると、1915年制定の法律 9.688 号労働災害補償法や、1924年制定の女性と 16 歳以下の子どもの危険・不健康職ならびに夜間労働を禁止した法律、1929年制定の 1 日 8 時間労働を規定した法律 11.544 号、がある（Krotoschin y Ratti [1986]）。しかし、1943年から 45 年までペロンが労働・社会保障庁長官に在職していた軍事政権期間に労働法令の制定は急増し、同時期に職域別に賃金や労働条件を定めた非常に多くの政令が制定された。その後ペロン政権が成立した翌年の 1947 年に、それらの労働・社会保障に関する政令 123 本は、法律 12.921 号として法律化された（Anales [1947: 143-169]）。

それらの法律は、イサベル・ペロン政権期の 1974 年に労働契約法（法律 20.744 号）として雇用関係全般を規定する法律にまとめられた。そこでは全日・無期限の雇用契約が原則であり、解雇補償、長期有給休暇、ボーナスの支給など安定的雇用を維持させる規定を含み、また労働条件に関しても極め

て進んだ制度を導入している。こうした労働法の整備は、輸入代替工業化の進行と国家の肥大化と並行して行われていたことに注目すべきである。

ペロン政権期の 1947 年には「労働者権利宣言」が公布され、それは 1949 年ペロン憲法に取り入れられている。「労働者の権利宣言」は 1947 年 2 月 24 日に開催されたペロンの大統領選出 1 周年記念の式典において、ペロン大統領から労働総同盟書記長エルナンデスに手渡されたものである (Rotondaro [1972: 201])。この「労働者の権利宣言」は、「個人の自由と同様に、労働から派生する諸権利を人格の自然で剥奪不可能かつ不可侵な属性」 (Perón [1947]) とし、社会権を労働者固有の権利と認定したところに特徴がある。その内容は以下の 10 箇条である。(1)労働の権利、(2)公正な分配の権利、(3)能力開発の権利、(4)適切な労働条件の権利、(5)健康保全の権利、(6)福祉の権利、(7)社会保障の権利、(8)家族擁護の権利、(9)経済的向上の権利、(10)労働組合活動の権利。ペロン政権崩壊後、ペロン憲法は廃止され 1853 年憲法が復活したが、労働者の権利宣言の主旨は復活した旧憲法に付け加えられた。こうした労働法制の枠組みは、軍政期に部分的に変更され 1983 年の民主化後再び元の形に戻るなどの変遷があったが、基本的には 1990 年代以降の労働改革まで続くことになった。

2. 労働組合法・団体労働協約法

労働組合法に相当する大統領令が最初に公布されたのが 1943 年のことであったが、それは同年中に執行停止となっている。その後 1945 年 10 月 2 日に大統領令 23.852 として布告され定着した¹。同大統領令においてまず、労働組合は労働・社会保障庁に登録してその認定を受け、組合法人格を所持することになっている。また、既に法人格を持った組合が存在する部門で新たに組合を設立するには、新組合の加入者が既存組合の加入者を上回ることが条件とされ、その場合既存の組合は組合法人格を失うと規定されている。この組合法人格をめぐる規定は、現行労働組合法 25～31 条のなかに存続し

ている。すなわち、現行制度では組合法人格を持つ労働組合と、一般法人格は持つが政府から労働組合法人と認定されない労働組合が存在することになる。

1953 年には団体労働協約 (Convenciones Colectivas) に関する取り決めを定めた団体労働協約法 (法律 14.250) が施行された²。同法によると、経営者団体または経営者単独と労働組合法人格を持った労働組合間で締結された団体労働協約は、労働・社会保障省の認定を必要とすることとなった。また団体労働協約に関する事項で係争が発生したときは、労使同数の合同委員会が設置され、労働・社会保障省より指名された委員が同委員会を運営するように定められた。また旧協定が失効しても新協定が締結されるまで旧協定が有効との条項 (6 条) が 2000 年労働改革法制定まで効力をもっていた。

3. 雇用関係柔軟化

こうした労働法の規定は、1990 年代になると産業界からタイトで労働コストを押し上げ、アルゼンチンの国際競争力を殺ぐものと批判されるようになった。また、大量失業が常態化するなかで、従来の労働法による雇用関係の規定は解雇コストが大きく、それは企業家にとって新規投資のリスクが大きいことを意味し、投資を停滞させるという批判も産業界からだされた。彼らは雇用を拡大させるためにも、雇用関係の柔軟化が必要であると主張していた。そのような流れの中で、メネム・ペロン党政権下の 1991 年雇用法、1995 年労働自由化法、またデ・ラ・ルーア連合政権期下の 2000 年労働改革法が制定され雇用関係の柔軟化が促された。

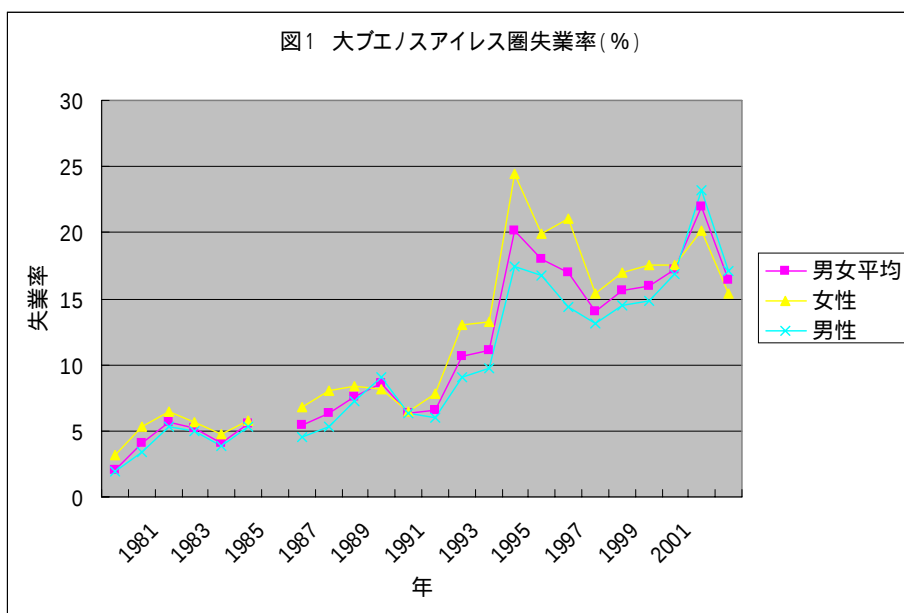
1991 年の雇用法では、一定の条件の下に期限付き雇用契約や期限付き若年見習い労働契約、期限付き若年技能形成労働契約が認められるようになった。1995 年の労働自由化法では、試用期間の延長、パートタイム契約、見習い労働契約が追加された。デ・ラ・ルーア政権による 2000 年労働法改革では、試用期間の再延長、団体交渉の分権化促進、新規協定が締結されるまで旧協

定が有効という規定の廃止が行われた。これら労働法改革は、雇用関係の柔軟化を中心としており、無期限・全日雇用契約から多様な形態の雇用契約へ雇用形態が推移し、団体交渉も中央交渉から分権化されるようになった。しかし、こうした雇用関係柔軟化を労働者側から見ると、法制的に雇用の不安定化が進んだことになり、またフォーマルセクターのインフォーマル化が進展したとの批判も存在する。

第3節 雇用・労働市場の状況

1. 雇用状況

アルゼンチンの雇用状況は、1990年代をとおして失業率15%以上という状態がほぼ続き、大量失業の常態化がみられた。失業率は2001～02年の経済金融危機により一段と上昇し、2002年には大ブエノスアイレス圏で22%に達するまでになった。その後、経済の回復により2005年9月には28大都市圏平均で11.1%にまで低下した。このような失業率の低下には、就労を条件に失業世帯主につき150ペソを給付するという社会扶助プログラムも貢献している。このプログラムがないと仮定した場合、同期の失業率は14.1%にまで上昇する（INDEC [2005: 12]）。



(注)失業率の定義:経済活動人口に対する活発に求職中の失業者の比率。

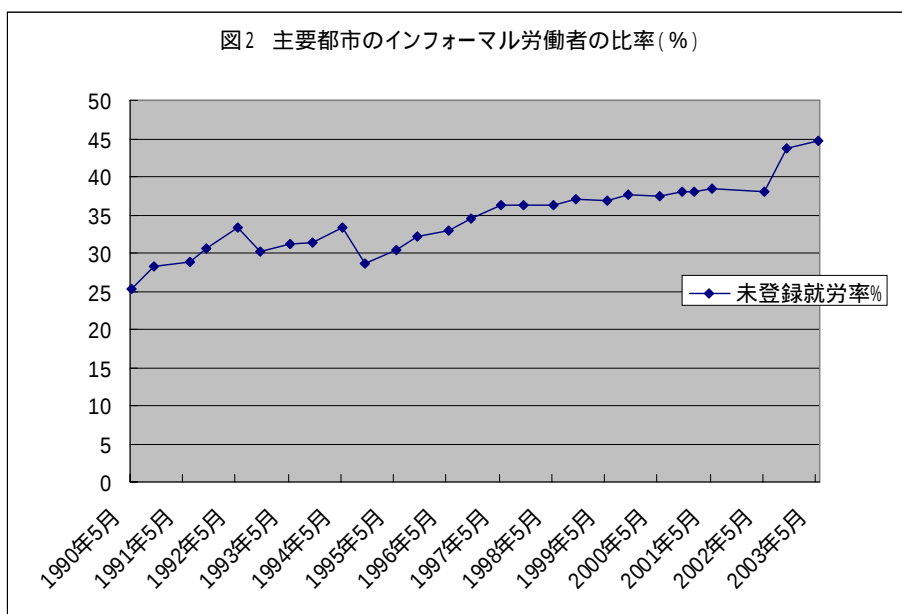
(出所)INDEC [2003: 12]。

2. 不完全就労・インフォーマルセクター

アルゼンチン統計院 (INDEC) による不完全就労の定義は、意図しないのに週 35 時間以下の就労しかできず、さらにより長時間働く意欲を持っている就労者となっている。2005 年 9 月において 28 大都市平均では、労働力化率 46.2%、就労率 41.1%、失業率 11.1%、不完全就労率 13.0%となり、不完全就業率が失業率を上回っている (INDEC [2005])。

インフォーマルセクターの定義は多岐にわたっているが、学界の大勢として就労の非合法性と不安定性がその主要な特色として注目されている (幡谷 [1993: 109])。アルゼンチンの雇用法 (18 条) では、雇用契約を持つ雇用労働者は、労働・社会保障省管轄の統一労働登録制度 (Sistema Unico de Registro Laboral) に登録しなければならないことになっている。この統一

労働登録制度に、労働契約締結と同時に労働契約ならびに各種社会保険への登録がなされる。2004 年に行われた労働・社会保障省の調査によると（Ministerio de Trabajo [2004: 73-73]）同年第 3 四半期の経済活動人口は 1540 万人、就労人口は 1340 万人、そのうち雇用労働者が 990 万人で自営業等非雇用労働者 350 万人となる。この 990 万人の雇用労働者のなかの 390 万人が非登録労働者となる。彼らは正規の労働契約ももたず、また社会保険にもカバーされないという意味でインフォーマルセクターに属するといえる。



(注) 全賃労働者に対する年金保険料未払い労働者の比率。

(出所) <http://www.trabajo.gov.ar/left/estadisticas/bel/index.htm> (2005 年 1 月 26 日閲覧)。

この 390 万人の非登録雇用労働者のなかの 370 万人が民間部門で、残り 20 万人が公的セクターでの雇用となっている。民間部門の非登録雇用労働者の内訳は、(1) 87 万 5000 人が家事サービス業、(2) 180 万人が従業員 5 人以下の零細事業所の従業員、(3) 100 万人が従業員 6 人以上の事業所の従業員と

なっている。従来の統計上の定義では、(1)と(2)のみがインフォーマルセクターとされてきたが、ここで6人以上の事業所のなかにも100万人の非登録雇用労働者がいることが判明した。民間部門の雇用労働者の53.4%がインフォーマル部門に属することになる。また、図2は主要都市の全賃労働者のなかで年金保険料未払い労働者の比率であり、実質的に社会保険にカバーされない労働者という意味でインフォーマルセクター比率を表す統計の一つと見てよいであろう。その比率は1990年5月に25.2%であったものが2003年5月には44.8%にまで上昇し、1990年代から2003年にかけてインフォーマルセクターが拡大傾向にあることがわかる。このような膨大なインフォーマルセクターの存在は、社会保障制度を分析する上で重要であり、彼らの生活保障をいかなる手段で行うかが社会保障制度全体にとって問題となってくる。

第4節 労働組合・企業家団体・コーポラティズム

1. 労働組合

労働組合の頂上団体として1930年に発足した労働総同盟(Confederación General del Trabajo: CGT)がある。労働総同盟は、1946年ペロン政権発足以来同党と関係を強め、1992年にアルゼンチン労働者センター(Central de los Trabajadores Argentinos: CTA)が設立されるまで事実上アルゼンチンにおける唯一のナショナルセンターであった。また労働総同盟は、労働・社会保障省に労働組合法人格を認証された唯一のナショナルセンターである。労働総同盟は産業別労働組合の連合体であり、アルゼンチン労働者センター設立まではほとんどの産業別労働組合を傘下におさめていた。

中央組織としては総会と中央委員会があり、それぞれ加盟組合員数に応じて総会代議員と中央委員会委員が割り振られる(Beliz [1988])。そこでは金属総連などゴルド(gordo、太った人)と呼ばれる巨大組合が影響力を持つ

ことになる。また、労働総同盟加盟組合のなかにペロニスタ 62 組合 (Confederación de la 62 Organizaciones Justicialistas) という法人格を持った組織があり、ペロン党支持の中核を構成している (<http://www.62org.ar>)。

1989 年大統領選挙において労働総同盟は、ペロン党候補としてメネム候補支持組合とアントニオ・カフィエロ支持組合に分裂し、それがメネム政権発足以降も親メネム政権派の労働総同盟 San Martin と政権に批判的な労働総同盟 Azoparto として分裂状態が続いていた。しかし、1992 年には親政権派主導の下に統一を回復し、これによりの交渉力は高まり、メネム政権もそれまでのネオ・リベラル改革の一面的推進から、労働改革や医療保険改革などで労働組合の立場を尊重するように立場を変化させた。

ところが 2000 年デ・ラ・ルーア政権期に労働改革をめぐり、再び労働総同盟内部で対立が表面化し、政府に批判的な反主流派労働総同盟と政府に協調的な主流派労働総同盟に分裂する。その後 2005 年キルチネル・ペロン党政権期に反主流派のモヤーノ書記長が両労働総同盟の統一書記長となり、再び労働総同盟は統一されるというように、経済・社会政策をめぐり分裂と再統合を繰り返してきた。

労働総同盟の他に労働組合の頂上団体としては 1992 年に労働総同盟から分裂したアルゼンチン労働者センター (CTA) がある。同センターは教員組合 (CTERA) と国家公務員組合 (ATE) を中核に結成されたが、産業別労働組合を仲介しなくても労働者は同センターに直接加入できることを特色としている。さらに同センターの特色のとしては、失業者の運動やその他の社会運動と連携を保っている点にもある。アルゼンチンでは 2001~02 年経済・金融危機を契機とした失業と貧困の増大を前に、道路を封鎖して社会扶助を求めるピケテロという社会運動が活発化した。アルゼンチン労働者センターは、そのピケテロの一部グループと強い結びつきを保っている。しかし同センターは、メネム政権期 (1997 年) に労働組合として登録を行ったが、労働組合法人格を得られないでいる。とはいえ、同センターは正式また非公式の政・労・資協議のメンバーになっており、事実上コーポラティズム

的協議には参加して一定の発言力をもっている。

マーシャルとグロイスマンの研究によると労働組合の組織化率は、大ブエノスアイレス圏において 1990 年が全雇用労働者（家内サービス労働者を除く）に対して 49%、労働登録を行っている雇用労働者に対して 65%とあったものが、2001 年では各々 42%、63%と大きな変化はみられていない（Marshall y Groisman [2005: 12]）。他方企業アンケートを基にした労働・社会保障省の 1998 年の調査によると、大ブエノスアイレス圏における対雇用労働者の労働組合組織化率は 34.9%と低水準に留まっている（Trajtemberg, Berhó, Attorresi y Lauphan [2005]）。とはいえ、日本の水準（約 18%）からみるとアルゼンチンの組織化率は、未だ高水準にあるといえる。

2. 企業家団体

アルゼンチンにおいて産業界を代表する団体は、メネム政権期にはグループ 8 と呼ばれる以下の団体があった。(1)アルゼンチン銀行協会（Asociación de Bancos de la Argentina : ADEBA）(2)外国銀行協会（Asociación de Bancos de la República Argentina: ABRA）(3)ブエノスアイレス証券取引所（Bolsa de Comercio de Buenos Aires）(4)アルゼンチン商工会議所（Cámara Argentina de Comercio）(5)アルゼンチン農牧協会（Sociedad Rural Argentina）(6)アルゼンチン工業連盟（UIA: Unión Industrial Argentina）、(7)アルゼンチン建設会議（Cámara Argentina de la Construcción）、(8)アルゼンチン建設協会（Unión Argentina de la Construcción）。このうちアルゼンチン建設協会は現在活動が確認されない。

1887 年に設立された製造業者の代表という性格を持つアルゼンチン工業連盟は、アルゼンチン農牧協会やアルゼンチン銀行協会とともに産業界を代表する有力な頂上団体といえる。この 3 者のなかでも、特にアルゼンチン工業連盟が公式、非公式の政・労・資協議で産業界の意見を代表することが多

く見られる。アルゼンチン工業連盟は、法人格を持つ産業別団体また地域別の経済会を基礎単位とする。2005 年 12 月時点で 71 産業別団体と 21 地域経済団体および 69 社の賛助企業が会員となっている。その組織は、総会および、企業数を反映した 250 名の地域・産業別代表から構成される常任評議会（Consejo General）がある。総会は年次活動報告と会計の承認を主目的としており、他方常任評議会は執行部選出の母体であり、アルゼンチン工業連盟の政策決定機関である。同評議会が 69 名の執行評議会（Junta Directiva）メンバーを選出し、さらに実質的執行機関であり会長、6 名の副会長などから構成される執行委員会（Comité Ejecutiva）メンバーを選出する（<http://www.uia.org.ar>）。アルゼンチン工業連盟は、アルゼンチンの有力政党であるペロン党や急進党への公式な支持・協力関係はみられない。

3. コーポラティズム

アルゼンチンでは、国家を交えた議会外における労使による交渉が主要政策を決定する上で重要となる場面が観察される。特に労働・社会政策部門ではほとんどの場合、事前の政・労・資による協議が行われている。それは審議会という公式な場で行われる場合は少なく、大統領官邸、経済省や労働・社会保障省等における非公式協議である場合が多い。また、アルゼンチンにおけるコーポラティズムは、政治経済的環境変化に従い以下のように変容していったと考えられる。

ペロン政権期の国家と労働総同盟およびアルゼンチン工業連盟との関係は、国家が上から諸団体を統制する国家コーポラティズム的性格が強いものであったことが以下の事実から判断される。まずペロン自身が労使双方に同一産業ではひとつの組織を作ことを求め、労働・社会保障政策に関して各部門代表からなる審議会的組織を設立し、そこから政策を政府に答申させることを計画していた。その上で、労働法や労働条件は最終的には国家が決定すると述べている（Perón [1944: 20-24]）このように政・労・資協議のなかで、

国家が最終的政策決定者との位置づけをもっている。またペロン政権は、労働総同盟やアルゼンチン工業連盟に介入し、労働総同盟にはペロン派の執行部を成立させ、アルゼンチン工業連盟は最終的に解散させて、ペロン派の別組織である経済総同盟(Confederación General de Economía)を設立した。

ペロン政権崩壊後、軍政期には労働組合に対する弾圧が強化されたが、長期的に見ると労働組合の自律性は高まっていった。1983 年民政復帰後に成立したアルフォンシン急進党政権下では、労働総同盟は同政権の経済・社会政策に反対し 13 回ゼネストを繰り返す一方、経済安定化のために政・労・資による社会協約(Pacto Social)に調印し、マクロ経済運営に関与するようになった。同社会協約は、労働組合は賃上げ要求を自制する代わりに、企業は製品の値上げを凍結し、政府は財政赤字を削減して経済安定化を図るというものであり、ヨーロッパのそれとは様々な条件の相違はあるものの、ネオ・コーポラティズム的側面がみとめられる。

1990 年代のメネム・ペロン党政権期になると、自由化・規制緩和の動きのなかで労働組合も生産の向上に関与する必要性を迫られてきた。1994 年に労働総同盟、経済 8 団体および政府の間で調印された「雇用・生産性・社会的公正に関する合意」という社会協約には、「生産性の向上、投資、コスト削減を基礎とする競争力は、開発や所得・雇用・社会保障政策と相容れないものでないということに関する広汎な合意が存在する」(Ministerio de Trabajo [1994])と明記されている。このような政・労・資合意は、ローズがいうところのネオ・リベラル政策採用に伴う競争が激化した時期の競争的コーポラティズムの特徴を有していると考えられる(Rhodes [2001])。

おわりに：雇用改革と社会保障

雇用制度改革に直接関係した社会保障制度上の問題として、以下の諸点が指摘できる。第 1 に、柔軟な雇用契約においては、解雇補償金が支払われず、

また失業保険にもカバーされないなど、雇用契約が失効した場合や失業した場合の所得保障がない点が指摘できる。失業保険の受給条件として、失業前3カ年のうち最低1年間の保険料支払いがあるという条項があり、柔軟な雇用契約の多くは対象外になる。

第2に柔軟な雇用契約は、雇用そのものが不安定であり、失職した場合に家族手当や医療保険を失い、また年金保険料の支払いもできなくなる点が指摘できる。

第3に柔軟な雇用契約は、社会保険料負担の減免措置と並行して実施されている点である。1991年制定の雇用法における期限付き雇用契約に際して、雇用主の社会保険料減免措置が施された。期限付き雇用契約を締結した雇用主は、年金・家族手当・失業保険料の雇用主負担分の50%減免措置が設けられている。また、1994年の労働自由化法で導入されたパートタイマー雇用契約では、労使の社会保険料は労働時間に対応した額を支払い、医療保険に関しては国家が必要額を補填することとなっている。試用期間での雇用契約では雇用主と本人は医療保険料と家族手当保険料は支払わなければならないが、年金と失業保険料は支払わなくてもよい。ここでは特に、柔軟な雇用契約を結んだ労働者の年金受給額の低下が問題となろう。

最後に、民間雇用労働者の半分を占める未登録労働者を含むインフォーマルセクターの労働者は労働法上の権利もなく、また社会保険にもカバーされないという問題がある。第二次世界大戦後のアルゼンチンの社会保障制度は労働と強い連関性をもって発展してきた。しかし1990年代以降のインフォーマルセクターの拡大は、社会保険が主であったアルゼンチンの社会保障制度と雇用の現実との間に巨大な間隙が生じたことを意味している。

〔注〕

¹ Régimen legal de las asociaciones profesionales de trabajadores, en, *Anales de legislación argentina, año 1945*, pp. 591-596

² Ley Núm.14.250, ley de convenciones colectivas de trabajo, en *Leyes Nacionales año 1953*, (Buenos Aires: Servicio Oficial, 1954), pp.97-101.

〔参考文献〕

日本語文献

幡谷則子[1999]「都市インフォーマルセクター」(小池洋一・西島章次編『ラテンアメリカの経済』新評論)。

外国語文献

ASET [2005] *Nuevos escenarios en el mundo del trabajo: rupturas y continuidades*, Buenos Aires, ASET(CD).

Beliz, Gustavo [1988] *CGT: El otro poder*, Buenos Aires: Grupo editorial Planeta.

INDEC [2003] “Mercado de trabajo: Principales indicadores del aglomerado Grgan Buenos Aires, mayo 2003”, Buenos Aires: INDEC.

Krotoschin, Ernesto y Jorge A. F. Ratti [1986] *Código del trabajo anotado*, Buenos Aires: Depalma.

INDEC [2005] “Mercado de trabajo: principales indicadores: Resultado del terecera trimestre de 2005”, Buenos Aires: INEDC.

Levitsky, Steven [2003] *Transforming Labor-Based Parties in Latin America: argentine Peronism in comparative Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.

Marshall, Adriana y Fernando Groisman [2005] “Sindicalización en la Argentina”, Buenos Aires: ASET.

Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social [1994] “Acuerdo marco para el empleo, la productividad y la equidad”, Buenos Aires:

-
- Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social.
- [2004] *Trabajo, ocupación y empleo: Estudios 2004*, Buenos Aires: Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social.
- Murillo, M. Victoria [2000] “Del populismo al neoliberalismo: Sindicatos y reformas de Mercado en America Latina” *Desarrollo Económico*, Vol.40, No. 158.
- [2001] *Labor Unions, Partisan Coalitions, and Market Reform in Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.
- O'Donnell, Guillermo [1997] *Contrapunto*, Buenos Aires: Paidós.
- Panizza, Francisco [2001] “Más allá de la “Democracia delegativa”: La vieja política y la nueva economía en América latina”, Cheresky, Isidoro y Inés Pousadela ed., *Política e instituciones en las nuevas democracias latinoamericanas*, Buenos Aires: Paidós.
- Perón, Juan Domingo [1944] *El pueblo quiere saber de que se trata*, Buenos Aires, en Juan Carlos Rousselot[1997], *Perón en doctrina*, Buenos Aires: Consejo del Partido Justicialista de Morón..
- [1947] “Declaración de los derechos del trabajador, Proclamada el 24 de febrero de 1947 por el Excmo.Sr. Presidente de la Nación Argentina General Juan D. Perón”, Buenos Aires: Secretaría de trabajo y previsión.
- Rhodes, Martin [2001] “The Political Economy of Social Pacts: Competitive Corporatism and European Welfare Reform”, in Paul Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State*, Oxford: Oxford University Press.
- Roberts, Kenneth M. [1995] “Neoliberalism and the Transformation of Populism in Latin America: The Peruvian Case”, *World Politics*, No.48.

-
- Rotondaro, Rúben [1971] *Realidad y cambio en el sindicalismo*, Buenos Aires: Editorial Pleamar.
- Trajtemberg, David, Fabián Berhó, Paula Attorresi y Walter Lauphan [2005] “Encuesta de relaciones laborales”, Buenos Aires, ASET.
- Weyland, Kurt [1999] “Neoliberal Populism in Latin America and Eastern Europe”, *Comparative Politics*, Vol.31 No.4.